

今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会 【中間まとめ】対応状況

【Ⅱ 個別に対応すべき事項】

1. 相談支援について

(1) 地域生活の拡充のための相談支援について		
本文	対応	施行時期
○ 精神障害者が病院等から地域生活に移行し、安心して地域生活を営んでいけるよう、総合的な相談を行う拠点的な機関の設置等、地域における総合的な相談支援体制を充実すべき。	○ 障害者自立支援法等の改正法案により対応予定。 ・ 地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センターを市町村に設置。	○平成24年4月
○ 精神障害者地域移行支援特別対策事業において行われている、病院からの退院等に向けた地域生活の準備のための同行等の支援に加え、居住サポート事業が担っている民間住宅等への入居時の支援や緊急時に対応できる地域生活における24時間の支援等について、全国のどの地域においても実施されるよう、個々の支援を評価する仕組みに改めるなど、充実を図るべき。	○ 障害者自立支援法等の改正法案により対応予定。 ・ 地域移行や地域定着についての相談支援を個別給付化。(緊急時に対応できるサポート体制等)	○平成24年4月
○ 精神障害者に対する、医療サービスも含めた総合的なケアマネジメント機能を充実する観点から、サービス利用計画作成費について、病院等から地域生活への移行や地域での自立した生活を営むことを目指す者を含め、その対象者を拡大するなど、充実を図るべき。	○ 障害者自立支援法等の改正法案により対応予定。 ・ サービス利用計画作成の対象者を大幅に拡大。	○平成24年4月

本文	対応	施行時期
<p>○ 精神障害者本人による自己選択、自己決定を尊重しつつ、個々の精神障害者の状況に応じたケアマネジメントが促進されるよう、サービス利用計画の作成手続について、現在支給決定後に作成することとなっている取扱いを見直すとともに、作成後においても、継続的にモニタリングを実施する仕組みとすべき。</p>	<p>○ 障害者自立支援法等の改正法案により対応予定。 ・ 支給決定の前にサービス利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。</p>	<p>○平成24年4月</p>
<p>○ 精神障害者に対する相談支援を効果的に実施するためには、地域において精神障害者を支える医療や福祉をはじめとする関係者の有機的な連携を構築することが不可欠である。 このため、相談支援体制において中核的役割を担う自立支援協議会について、その設置を促進し運営の活性化を図っていく観点から、その機能の充実を図るとともに、その機能も含めて法律上の位置付けを明確化すべき。その際、自立支援協議会への当事者の参画を促進すべき。</p>	<p>○ 障害者自立支援法等の改正法案により対応予定。 ・ 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。</p>	<p>○公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日</p>
<p>○ 研修事業の充実等を通じて、相談支援専門員をはじめ相談支援を担う人材の養成とその資質の向上を図るべき。</p>	<p>○ 障害福祉サービス報酬改定において対応。 ・ 相談支援従事者に対する計画的な研修等を行っている事業所を評価する「特定事業所加算」を創設。 ○ 相談支援従事者指導者養成研修会を引き続き実施。</p>	<p>○平成21年4月 ○引き続き実施</p>
<p>○ 精神障害者やその家族の視点や経験・体験を重視した支援を充実する観点から、地域における精神障害者又は家族同士のピアサポートについて、その推進策を講ずるべき。</p>	<p>○ 障害者自立支援対策臨時特例交付金の充実により対応。 ・ ピアサポートセンター等設置推進事業の拡充 ・ 精神障害者等の家族に対する支援事業の創設</p>	<p>○平成21年4月</p>

(2) 相談体制における行政機関の役割について		
本文	対応	施行時期
<p>○ 精神障害者やその家族等からの様々な相談に対し、身近な地域において、より適切に対応できる体制を確保するため、精神保健に関する相談への対応や、医療に関する相談や複雑困難なケースへの対応等も含めて、市町村、保健所、精神保健福祉センターが、適切な役割分担と密接な連携の下で、精神保健福祉に関する相談に応じ、適切な支援を行えるよう、その体制の具体化を図るべき。</p>	<p>○ 障害者自立支援法等の改正法案により対応予定。 (精神保健福祉法の改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村、保健所及び精神保健福祉センターは、密接な連携の下、精神障害者及びその家族の相談に応じるよう努める義務を規定。 	<p>○ 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日</p>

(3) 精神保健福祉士の養成のあり方等の見直しについて		
本文	対応	施行時期
<p>○ 「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」における検討結果を踏まえ、精神障害者の地域生活の支援を担うという役割の明確化、保健福祉系大学等における養成課程の水準の確保や精神科病院等の精神科医療機関での実習の必須化、資格取得後の資質向上の責務の明確化をはじめ、制度上の対応を図るべき。</p> <p>また、質の高い精神保健福祉士の養成のためのカリキュラムの見直しについて引き続き検討すべき。</p>	<p>○ 障害者自立支援法等の改正法案により対応予定。 (精神保健福祉士法の改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健福祉士の業務として、地域生活において必要な相談支援を担うことや、業務を行うに当たって関係機関等との連携の強化について規定。 ・ 保健福祉系大学等の養成課程について、養成施設と同程度の水準を確保するため、文部科学省・厚生労働省共管省令において、新たに基準を設ける仕組みに改正。 ・ 新たに、資質向上の責務について規定。 <p>○ カリキュラムの見直しについては、引き続き検討中。</p>	<p>○ 平成24年4月</p> <p>○ 引き続き検討</p>

2. 地域を支える福祉サービス等の充実について

(1)住まいの場の確保について		
本文	対応	施行時期
<p>○ グループホーム・ケアホームについて、整備費の助成制度や公営住宅の活用等を通じて、更に整備を促進すべき。</p> <p>その際、地方公共団体は、障害福祉計画等に基づく計画的な整備を行うとともに、整備実現に向けた地域住民との調整を含め、自ら積極的に整備を促進すべき。</p> <p>また、夜間の安全・安心を確保するための必要な人員体制の確保、支援内容の向上等、質の面でも充実を図るべき。</p>	<p>○ 整備費等の助成制度について、引き続き実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助単価を2000万円から2500万円に拡大。 <p>○ 障害福祉サービス報酬改定において対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グループホームについては、夜間の防災体制を整える事業所を評価する加算を創設(夜間防災体制加算)。 ・ ケアホームについては、夜間支援を評価する加算を拡充(夜間支援体制加算)。 	<p>○引き続き実施</p> <p>○平成21年4月</p>
<p>○ 優先枠設定等による優先入居の一層の普及、民間住宅の借上げによる公営住宅の供給の促進、先進事例の調査研究やその成果の普及等を通じて精神障害者の公営住宅への入居促進を図るべき。</p>	<p>○ 優先入居については、地方公共団体の判断により、倍率優遇方式や戸数枠設定方式などの方法で実施。</p> <p>○ 既存賃貸住宅を借り上げることによる公営住宅の供給を促進するため、公営住宅として借り上げる候補となる住宅に関する登録制度や管理ルールの整備等、地方公共団体と宅地建物取引業者、賃貸住宅管理者等の連携・協力により、既存賃貸住宅の借上げに関する業務の効率化・円滑化のモデルとなる取組みに対する助成等。</p> <p>○ 障害者世帯等の優先入居等の実績については、毎年度調査を行い把握。</p>	<p>○引き続き実施</p> <p>○平成21年4月</p> <p>○引き続き実施</p>

本文	対応	施行時期
<p>○ 地方公共団体の住宅部局及び福祉部局並びにグループホーム事業者の具体的な連携方策を示したマニュアルの作成・普及、改良工事費への助成の充実等により、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用を更に促進すべき。</p>	<p>○ マニュアルについては作成中。</p> <p>○ 公営住宅をグループホーム等として利用するための改良工事費を公営住宅ストック総合改善事業(地域住宅交付金(基幹事業))の助成対象に追加したところ。</p>	<p>○平成21年度中</p> <p>○平成21年4月</p>
<p>○ 「あんしん賃貸支援事業」の更なる普及や公的家賃債務保証制度の拡充・普及等により、民間賃貸住宅への入居を更に促進すべき。</p>	<p>○ あんしん賃貸支援事業推進協議会等を活用し、引き続き「あんしん賃貸支援事業」の普及・促進を図る。</p> <p>○ 高齢者居住安定基金による家賃債務保証制度について、対象とする障害者世帯の範囲を拡充するとともに、滞納家賃にかかる保証月数を拡大する。引き続き制度の普及を図る。</p>	<p>○引き続き実施</p> <p>○平成21年7月</p>

(2)生活支援等障害福祉サービス等の充実について		
本文	対応	施行時期
<p>○ 地域における精神障害者への継続的な生活支援を確保する観点から、訪問による生活訓練の評価の充実を含め、訪問による生活支援の充実を図るべき。</p> <p>また、こうした訪問による生活支援を行う機能と訪問診療、精神科訪問看護等の訪問による医療を提供する機能との連携によるものも含めて、精神症状が持続的に不安定な患者をはじめとする地域生活を営む精神障害者に対する複合的なサービス提供のあり方については、引き続き検討を進める。</p>	<p>○ 障害福祉サービス報酬改定により対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問による訓練に係る基本報酬について、充実を図るため、単価の見直し。 <p>○ 複合的なサービス提供のあり方については、今後の検討会における議論を踏まえて、引き続き検討を進める。</p>	<p>○平成21年4月</p> <p>○引き続き検討</p>

本文	対応	施行時期
<p>○ 精神障害者が地域生活を継続して営む上で、入院予防的に、又は、一時的な休息を取るために利用するショートステイ（短期入所）が、地域において確保されることが重要である。</p> <p>このため、ショートステイについて、精神障害者本人による利用の拡大を図るとともに、単独型のショートステイを含め、その評価の充実を図るべき。</p>	<p>○ 障害福祉サービス報酬改定において対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所の報酬について、入所施設以外の事業所（いわゆる単独型事業所）に対する加算の創設、アセスメント等を評価する加算の創設など、その評価を充実。 	<p>○平成21年4月</p>
<p>○ 就労系の障害福祉サービスについて、精神障害者の特性も踏まえつつ、その機能の充実を図るとともに、雇用施策との連携を強化すべき。また、就労系の障害福祉サービスが現在果たしている機能を踏まえ、そのあり方について引き続き検討すべき。</p>	<p>○ 障害福祉サービス報酬改定において対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労継続支援 B 型における手厚い支援体制を評価するなど、就労系事業の報酬上の評価を充実。 <p>○ 平成20年12月の社会保障審議会障害者部会における報告書及び平成21年2月の与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームの「障害者自立支援法の抜本的見直しの基本方針」を踏まえ、雇用施策との連携強化やそのあり方等について引き続き検討。</p>	<p>○平成21年4月</p> <p>○引き続き検討</p>
<p>○ 障害者就業・生活支援センターについて、就労面の支援とあわせて生活面の支援を提供する機能の重要性に鑑み、精神障害者による利用が促進されるよう、その質の向上を図りつつすべての圏域での設置に向けて整備を進めるとともに、就労移行支援事業所や医療機関をはじめとする精神障害者の地域生活を支える関係機関との連携を強化すべき。</p>	<p>○ 平成21年度予算において対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センターの予算上の箇所数を265か所に拡充するとともに、生活支援部分について、単独の補助事業化を実施。 	<p>○平成21年4月</p>
<p>○ 今後も、精神障害者の特性に応じたきめ細やかな支援が実施されるよう、社会適応訓練事業の果たしている機能について、障害者施策全体の中でその位置付けを明確にし、都道府県等への支援を図るべき。</p>	<p>○ 障害者自立支援法等の改正法案を踏まえ、引き続き検討。</p>	<p>○引き続き検討</p>

本文	対応	施行時期
○ 雇用支援についても、精神障害者の雇用義務化の環境が早急に整うよう、精神障害者の特性に応じ、予算措置等による雇用支援の一層の推進、充実について、引き続き検討すべき。	○ 精神障害者ステップアップ雇用奨励金の見直し ・ 精神障害者ステップアップ雇用奨励金の活用促進を図るため、雇用期間等について見直し。 ○ 精神障害者雇用促進モデル事業の創設 ・ 精神障害者の雇用及び職場定着のノウハウを構築するためのモデル事業を創設。	○平成21年4月
○ 精神障害者本人だけではなくその家族を支えとともに、本人と家族との自立した関係を構築することを促すという観点も踏まえ、上記の施策を進めるなど、効果的な家族支援を一層推進すべき。	○ 障害者自立支援対策臨時特例交付金の活用 ・ 精神障害者等の家族に対する支援事業を創設。 ○ ふるさと雇用再生特別交付金の活用 ・ 精神障害者等が不安定な状態となった場合に、その家族が一時的に回避するための場の提供について助成する事業を創設。	○平成21年4月

3. 精神科救急医療の充実・精神保健指定医の確保について

(1)精神科救急医療の充実について		
本文	対応	施行時期
○ 地域の実情を踏まえつつどの地域でも適切な精神科医療を受けられる体制の確保を図る観点から、都道府県による精神科救急医療体制の確保やモニタリングの実施等について、制度上位置付けるべき。	○ 障害者自立支援法等の改正法案により対応予定。 (精神保健福祉法の改正) ・ 都道府県が地域の実情に応じて、精神科救急医療の確保のための必要な体制整備を行うことを規定。	○公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日

本文	対応	施行時期
<p>○ 精神科救急医療と一般救急医療の双方を必要とする患者に対する適切な医療の提供を確保する観点から、精神科救急医療と一般救急医療との連携についても制度上位置付けるべき。</p>	<p>○ 精神科救急情報センター等における一般救急医療との連携を図るための精神保健福祉士等の増員となる予算を平成21年度予算において確保。精神科救急医療体制整備事業実施要綱改正により対応予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科救急情報センター、精神科救急医療施設における精神保健福祉士、看護師等の増員により、一般救急医療との十分な連携を図り、円滑な調整を行うことを規定。 <p>○ さらに、障害者自立支援法等の改正法案(精神保健福祉法の改正)を踏まえ、引き続き検討。</p>	<p>○平成21年度</p>

(2)精神保健指定医の確保について		
本文	対応	施行時期
<p>○ 都道府県等が、措置診察等を行う精神保健指定医の確保について積極的に実施している先例を参考に、医療機関及び指定医への協力依頼や、輪番制等の体制整備に努めるよう促すべき。</p>	<p>○ 本年3月の障害保健福祉関係主管課長会議において、精神保健指定医の確保に係る体制整備に努めるよう要請。</p>	<p>○平成21年3月</p>
<p>○ 精神保健指定医について、措置診察等の公務員としての業務や精神科救急医療等の都道府県における精神医療体制の確保に協力すべきことを法律上規定すべき。</p>	<p>○ 障害者自立支援法等の改正法案により対応予定。(精神保健福祉法の改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神保健指定医は、やむを得ない理由がある場合を除き、措置診察等の公務員としての職務を行うよう、都道府県知事から求めがあった場合には、これに応じなければならない旨を規定。 ・ 都道府県知事が、精神科救急医療体制の整備に当たり、精神科病院その他の精神障害の医療を提供する施設の管理者、当該施設の精神保健指定医等の 	<p>○公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日</p>

本文	対応	施行時期
	関係者に対し、必要な協力を求めることができる旨を規定。	
○ また、失念等により精神保健指定医資格の更新期限を超えた場合については、例えば、運転免許と同様に、再取得の際に一定の配慮を行うよう、制度上対応すべき。	○ 省令改正等による対応を引き続き検討。	○引き続き検討
○ なお、措置診察に全国一律に輪番制を導入することや、措置診察等の業務への参画を精神保健指定医の資格更新の要件とすることについては、上記の確保策の効果を検証した上で、その適否を含め将来的に検討することとする。	○ 今後、引き続き検討を進める。	○引き続き検討

4. 入院中から退院までの支援等の充実について

本文	対応	施行時期
○ 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援等の施策の推進体制について制度上位置付けるべき。 その際、精神保健医療福祉に従事する者について、相互に連携・協力を図り、精神障害者の地域生活への移行や地域生活の支援に取り組む責務を明確化すべき。	○ 障害者自立支援法等の改正法案により対応予定。 (精神保健福祉法の改正) ・ 医療施設の設置者による障害福祉サービスの利用に関する配慮及び当該サービスを提供する者との連携について規定。 ・ 医療施設の管理者による、当該施設の医師、看護師その他の医療従事者の連携への配慮及び障害福祉サービスを提供する者との連携について規定。	○平成24年4月
○ 病院等から地域生活への移行を目指す精神障害者に対する個別支援の充実強化とともに、自立支援協議会等の機能の活性化等を通じて、地域資源の開発や地域における連携の構築等、地域生活に必要な体制整備を行う機能についても、引き続き充実を図るべ	○ 障害者自立支援法等の改正案により対応予定。 ・ 地域移行や地域定着についての相談支援を個別給付化。(緊急時に対応できるサポート体制等) ・ 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活	○平成24年4月 ○公布の日から起算

本文	対応	施行時期
き。	性化のため、法律上に根拠を設ける。	して1年6月を超えない範囲において政令で定める日
○ 長期にわたり入院している精神障害者をはじめ、入院中の段階から地域生活への移行に先立って、試行的にグループホーム等での生活の体験や通所系の福祉サービスの利用ができる仕組みとすべき。	○ 障害福祉サービス報酬改定において対応。 ・ グループホーム、ケアホームにおいて、長期間の入院から地域生活に移行する場合等における短期間の体験利用時の報酬を新設。 ・ グループホーム、ケアホームを体験的に利用する期間において、日中活動系の障害福祉サービスを利用できるよう措置。	○平成21年4月